

令和6年度
厚岸町ハッピーブライダル奨励事業

～申請の手引き～

厚岸町では、町内での結婚披露宴及び結婚パーティ（以下、結婚披露宴等）の開催を促進し、地元事業者の利用拡大による地域経済の活性化を図ることを目的に、町内で結婚披露宴等を行う人に対し、予算の範囲内で奨励金を交付する制度を行っています。

この奨励金の交付を希望する場合は、『厚岸町ハッピーブライダル奨励事業実施要綱』と、この『申請の手引き』に基づいて、申請の手続きを行ってください。

【 申請先・お問い合わせ先 】

厚岸町観光商工課商工雇用係

〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地

TEL：(0153) 52-3131

FAX：(0153) 52-3138

E-mail：kankousyoukou@akkeshi-town.jp

1. 交付対象者

以下の要件をすべて満たす人が奨励金の交付を受けることができます。

- 婚姻届を提出した人またはこれから提出する人。
- 厚岸町内において令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に結婚披露宴等を行う人。
- 出席者が30人以上の結婚披露宴等を行う人。
- 同一世帯において、町税等の滞納が無い人。

2. 交付する奨励金の額

- 厚岸町内で行う結婚披露宴等に要する経費のうち、地元事業者を利用した経費(以下、結婚披露宴等経費)に10分の2を乗じて得た額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とします。
- 厚岸町内に住所を有する人には、20万円を加算します。

<計算例1>

結婚披露宴等経費:2,000,000円の場合

$2,000,000円 \times 2 / 10 = 400,000円$

上限額が300,000円のため、

交付奨励金は300,000円

↓
交付奨励金の合計は500,000円

<計算例2>

結婚披露宴等経費:1,333,333円場合

$1,333,333円 \times 2 / 10 = 266,666円$

1,000円未満の端数は切り捨てるため、

交付奨励金額は266,000円

↓
交付奨励金の合計は466,000円

さらに、厚岸町内に住所を有する場合には、
20万円 を加算

3. 申請の受付期間

以下の期間において、奨励金交付申請を受付します。

受付期間：令和6年4月1日(月) ～ 令和7年3月17日(月)
平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※交付申請の受付は先着順で行い、予算を超えた時点で受付終了となりますので、ご注意ください。

※予算を超える日の申請が重複した場合は、抽選を行います。

4. 申請の方法

『厚岸町ハッピーブライダル奨励金交付申請書(様式第1号)』と『結婚披露宴等経費予算書(任意様式)』を、結婚披露宴等を実施する2週間前までに提出してください。
※『結婚披露宴等経費予算書』は任意様式ですが、10ページの参考様式を使用しても構いません。

※その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

また、同一世帯の人がいる場合は、『厚岸町ハッピーブライダル奨励事業に係る公納金納入状況確認に係る同意書【同一世帯用】』を同一世帯員ごとに作成して、交付申請書と併せて提出してください。

5. 交付の決定

奨励金を交付することが決定した場合は、『奨励金交付決定通知書(様式第2号)』を送付します。

6. 中止の届け出

交付決定通知書を受領後、結婚披露宴等を中止しようとする場合は、『奨励金中止届出書(様式第4号)』を提出してください。

7. 実施報告書の提出

結婚披露宴等を実施した日から30日以内または令和7年4月18日（金）までのいずれか早い日までに、『奨励金実施報告書（様式第5号）』と以下の添付書類を提出してください。

《実施報告書の添付書類》

- (1) 結婚披露宴等経費の領収書または請求書の写し
 - (2) 結婚披露宴等の出席者数を確認できる書類
- ※その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

8. 交付する奨励金の確定及び支払い

『奨励金交付額確定通知書（様式第6号）』により支給する奨励金の額を通知し、申請者が指定した金融機関の口座（本人名義）に奨励金を振り込みます。

9. その他

交付申請書等の提出を代理人が行う場合は、交付申請書と併せて委任状及び当該代理人に係る本人確認証（免許証の写し等）を提出してください。

奨励金交付手続きの流れ

厚岸町 (観光商工課商工雇用係)	申請者または代理人	備考
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">受理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">奨励金交付決定通知書 (様式第2号)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">受理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">奨励金交付額確定通知書 (様式第6号)</div> </div>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">奨励金交付申請書 (様式第1号)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">受領</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">結婚披露宴等実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">奨励金実施報告書 (様式第5号)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">受領</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">補助金受領</div> </div>	<p>※結婚披露宴等実施2週間前までに提出してください。</p> <p>※中止の場合は、奨励金中止届出書(様式第4号)を提出してください。</p> <p>※実施報告書は、結婚披露宴等を実施した日から30日以内または令和7年4月18日(金)までのいずれか早い日までに提出してください。</p>